

仕 様 書

1 業務概要

(1) 業務名

大分県立学校校内無線LAN更新業務委託

(2) 業務の目的

校内での1人1台端末の活用をさらに推進するため、既存の無線アクセスポイントを性能向上した新たな機器へ更新するとともに、全県立学校の無線アクセスポイントの管理情報を更新し、ネットワーク環境の整備業務を委託するもの。

(3) 業務委託期間

契約を締結した日から、令和8年3月27日（金）までとする。

(4) 業務の実施場所及び対象施設

大分県立学校57校ならびに受託者の事業所とする。なお、無線アクセスポイントの交換対象校については19校。各学校での業務実施日程、時間帯については教育DX推進課及び各学校と協議の上、承認を得ること。

2 一般事項

(1) 適用範囲

本仕様書は、大分県立学校校内無線LAN更新業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務においては、本仕様書を必要十分に満たし、この仕様書に定めのない事項については、県と協議の上決定するものとする。

(2) 関係法令

本業務における各種機器の施工に関しては、この仕様書に定めるものほか、次の関係法規等に従うものとする。ただし、記載以外の関連法規類にも準拠する。

- ① 電気設備技術基準（電気設備に関する技術基準を定める省令）
- ② 建築基準法および同施行令
- ③ 労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法
- ④ 大気汚染防止法

3 業務の実施条件

(1) 業務について、県が別途示す設計図書（設計書及び各学校のLAN施工配線図やネットワーク構成図等）を参考に実施することができる。

※設計図書は大分県教育庁教育DX推進課にて閲覧できる。データは入札終了後、決定した受託者にのみ提供する。

(2) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守して県と十分協議すること。

(3) 本業務に関して疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。

(4) 契約締結後、速やかに以下の書類を提出し、県の承諾を受けること。

① 実施計画書

② 実施体制図

本業務に関連する全ての従事者の氏名及び連絡先（会社住所、電話番号）を記載したものであること。協力会社を含む場合は、その会社が実施する業務内容も記載すること。

③ その他県が必要に応じて指定する書類

4 業務内容

以下の業務を実施すること。

また、業務の実施に際し必要に応じて、無線AP設置場所及び無線AP接続用配線ルート調査、数量及び設置場所等の全量調査等を実施し、無線アクセスポイントの設置箇所、台数、ケーブル長や設置に伴う付帯工事等について確認すること。

なお無線アクセスポイントは、いずれも県が別途調達した機種を使用することとし、本業務での調達は不要。ただし、設置及び施工に係る各種部材（モール、LANケーブル等）の調達は本業務に含めること。

(1) 無線アクセスポイントの交換（各学校ごとの台数については別表参照）

①無線アクセスポイント 199台（交換機種「ACERA1310（株）フルノシステムズ製」）95台と「ACERA1320（株）フルノシステムズ製」）104台は県が別途調達したものを使用すること。入替対象機種は「ACERA1010（株）フルノシステムズ製」または「ACERA1110（株）フルノシステムズ製」。）

②専用壁掛け金具にて設置施工するとともに、配線はモール等で隠し設置施工すること。

(2) 無線アクセスポイントの設定

①入替対象機器の既存設定を踏襲すること。

②設定内容に対し、県より別途指示を行う場合があるので、その際は内容に従うものとする。

(3) 監視システム更新作業

県が構築し運用している各ネットワーク監視サーバ上に今回設置する機器を追加構築すること。

①大分県立学校ネットワーク監視システム（InterMapper）

②無線アクセスポイント監視システム（UNIFAS）

(4) 設置方法について

機器等を設置するにあたり、設置予定場所の建材に穴あけ等の損傷させる作業を行う場合は、石綿障害予防規則による事前調査の対象となるため、関係法令を遵守した対応をとること。なお、設置予定場所の建材が石綿含有でないことが明らかな素材（木材、金属、石、ガラス等）である場合は、当該事前調査の対象外となる。

石綿事前調査は、資格者（建築物石綿含有建材調査者）が実施し、調査後は石綿事前調査結果報告書を作成して県に報告すること。

なお、想定される機器設置場所や作業規模から、効率的な石綿事前調査を実施するため、

明らかに「石綿なし」と判断できる建材でない場合は、すべて「石綿あり（みなし）」とし、調査結果報告書を作成すること。※分析調査までは必要ない

「石綿あり（みなし）」として作業する場合は、損傷個所を湿潤化しながら作業する等、石綿粉じんが飛散しないよう対策をとるとともに、作業者も専用マスク等で粉じん対策を行うこと。また、石綿なしとして作業する場合においても、極力粉じん等が発生しないように作業すること。

（5）機器の撤去

取り外した無線アクセスポイント等については、県が指定した場所へ運搬すること。

（6）試験

①機器設置、配線作業完了後、1回線毎ごとに疎通試験を行い、適正に通信するか確認すること。

②試験結果は、試験成績表に記録すること。

（7）無線アクセスポイント管理情報の更新作業

各県立学校に設置している無線アクセスポイントの設置場所・数量・型番等の調査を実施し、管理情報を更新すること。既存データは入札終了後、決定した受託者にのみ提供する。

5 完成図書

受託者は本業務完了後、本業務委託期間内に次のとおり提出すること。

（1）完成図書の内容

完成図書は次のとおりとする。

- ① LAN施工配線図（各校フロア毎）
- ② LANケーブルタグ管理表（各校毎）
- ③ 各校毎のネットワーク構成図
- ④ IPアドレス管理表
- ⑤ 機器設定管理シートおよび機器設定情報
- ⑥ 試験成績表
- ⑦ アスベスト事前調査票
- ⑧ 全県立学校無線アクセスポイント管理表

（2）提出部数

提出部数は1部とする。

（3）編集方法

- ① 完成図書は、合冊を基準とする。
- ② 完成図書は、頁番号を付けるものとする。
- ③ 完成図書は、主要項目ごとに目次をつけ頁番号と整合させるものとする。
- ④ 完成図書は、主要項目ごとに色分けの中表紙をつけ、見出し（インデックス）表示するものとする。

（4）製本方法

完成図書の製本方法は、次のとおりとする。

- ① 製本サイズ A4版を標準
- ② フラットファイルに綴じること。
- ③ 背表紙には本業務名、委託契約期間を記載すること。

(5) 完成図書は、以下のとおり電子媒体としても納入すること。

- ① 媒体は、DVD-Rとすること。
- ② ファイル形式はPDFとすること。
- ③ その他のファイル形式にて納入する場合は、教育DX推進課の承諾を得ること。

6 その他

(1) 部外折衝等

本業務の実施にあたって部外折衝を行う必要が生じた場合は、速やかに県に文書で報告し、その指示に従わなければならない。

(2) 打合せ議事録

業務の各段階における案ができたとき、または特に必要と認められるときには、県と十分協議の上確認を受けること。また、協議内容については、その都度打合せ議事録を整理して提出すること。

(3) 関係機関との協議

関係機関等（※）との協議に係る資料書類の作成及び部分支援等は、本業務に含むものとする。

※関係機関等とは、大分県総務部デジタル政策課や大分県教育委員会ヘルプデスク、別途契約を行うネットワーク機器設置設定業者、ICT機器納入業者のことである。

(4) 受託者責任範囲

- ① 本仕様書は主要事項のみ示しており、明示していない事項のうち、委託業務を遂行する上で当然実施しなければならないものについては、受託者の責任で実施するものとする。
- ② 県の指示に従い、誠意をもって業務を遂行すること。